

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【会社名】	株式会社ヴィンクス (旧会社名：ヴィンキュラム ジャパン株式会社)
【英訳名】	V I N X C O R P . (旧英訳名：V i n c u l u m J a p a n C o r p o r a t i o n )
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 吉田 實
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 当社(旧ヴィンキュラム ジャパン株式会社)は、平成25年4月1日を効力発生日として株式会社ヴィクスを吸収合併し、会社名を「株式会社ヴィンクス」、英訳名を「V I N X C O R P . 」に変更しております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員吉田實は、当社の財務報告に係る内部統制整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高などを指標として、当該指標の金額が高い拠点から合算していき、その合算金額が概ね2/3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、財務報告への金額的及び質的影響を勘案して、重要度が高いと判断された特定の業務プロセスについても評価対象として追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

当社と株式会社ヴィクスは、平成25年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社ヴィクスを消滅会社とする合併を行い、商号をヴィンキュラムジャパン株式会社から株式会社ヴィンクスに変更いたしました。この合併により、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。